

一給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント一

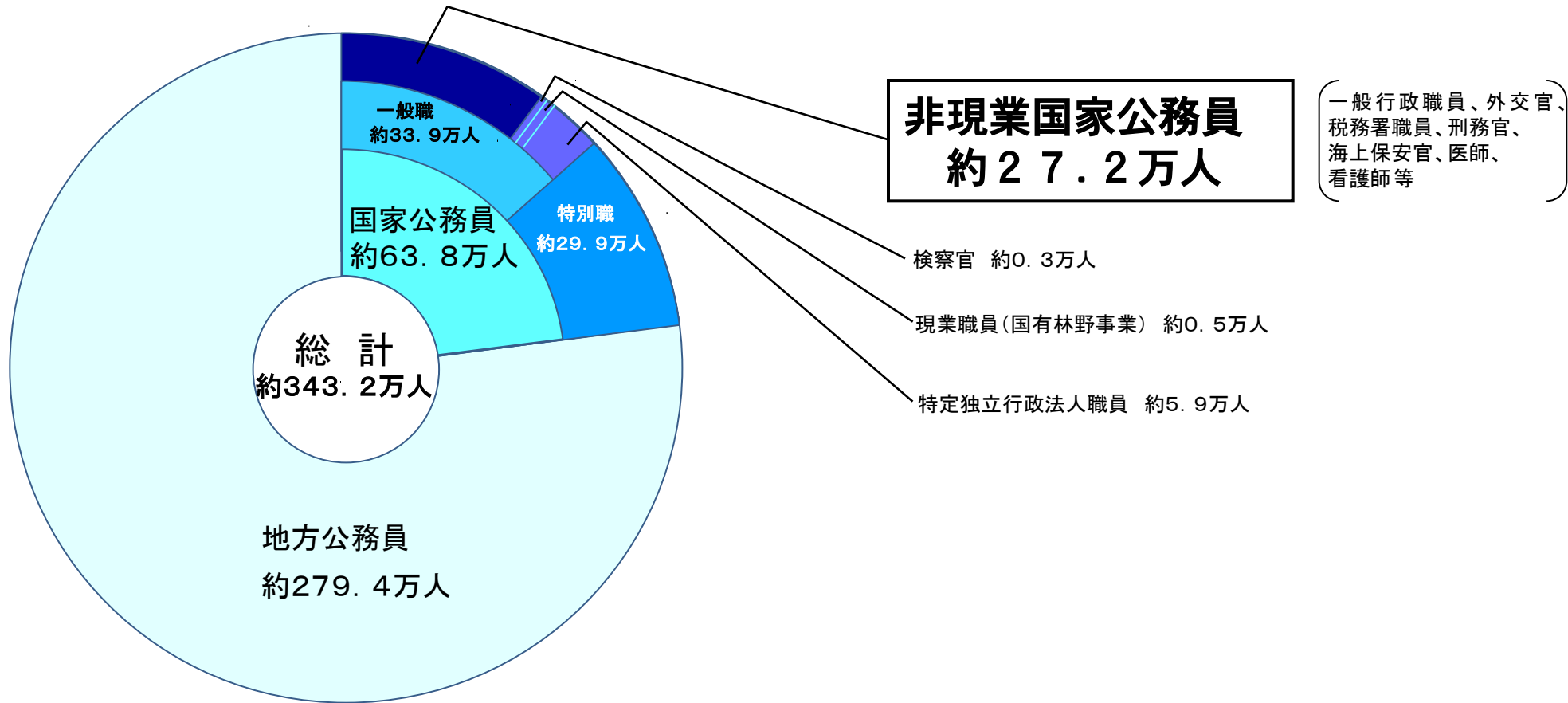
平成24年8月
人 事 院

目次

① 給与勧告の対象職員	1
② 給与勧告の手順	2
③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)	3
④ 民間給与との較差	4
⑤ 昇給・昇格制度の改正	5
⑥ 国家公務員(行政職(一)及び指定職)モデル給与例	6
⑦ 最近の給与勧告の実施状況(行政職(一)関係)	7

① 給与勧告の対象職員

公務員には、国家公務員約63.8万人と、地方公務員約279.4万人がいます。そのうち、人事院の給与勧告の対象となるのは、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける一般職の非現業国家公務員約27.2万人です。

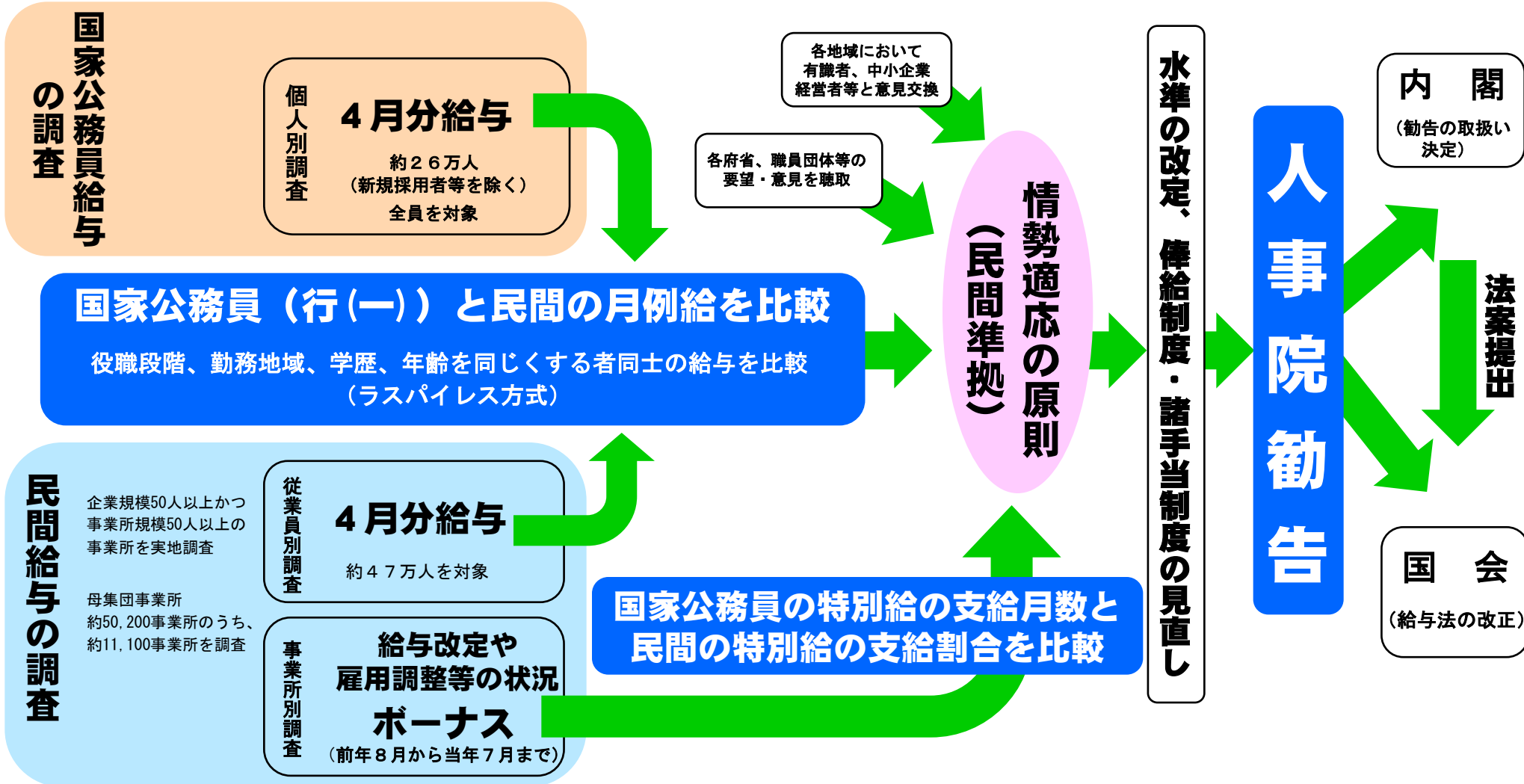


(注)1 国家公務員の数 は平成24年度末予算定員等による。
2 地方公務員の数 は総務省「平成23年地方公務員給与実態調査」に基づいて推計したものである。

② 給与勧告の手順

人事院では、国家公務員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

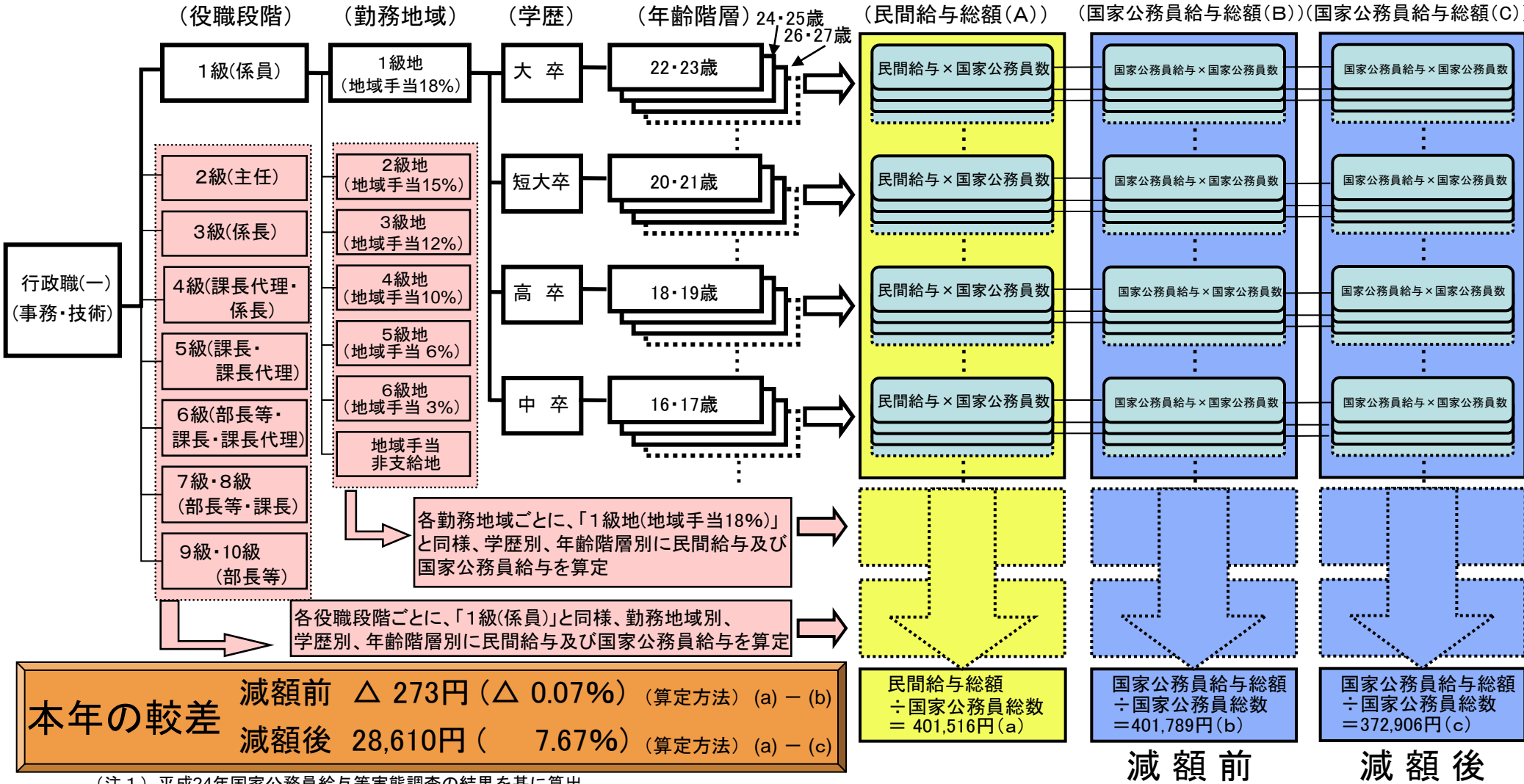
また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間(前年8月から当年7月まで)の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に国家公務員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の国家公務員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、国家公務員の支給総額(本年の場合、給与減額支給措置による減額前(B)及び減額後(C))に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、勤務地域、学歴、年齢階層別の国家公務員の平均給与(注1)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(注2)のそれぞれに国家公務員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。

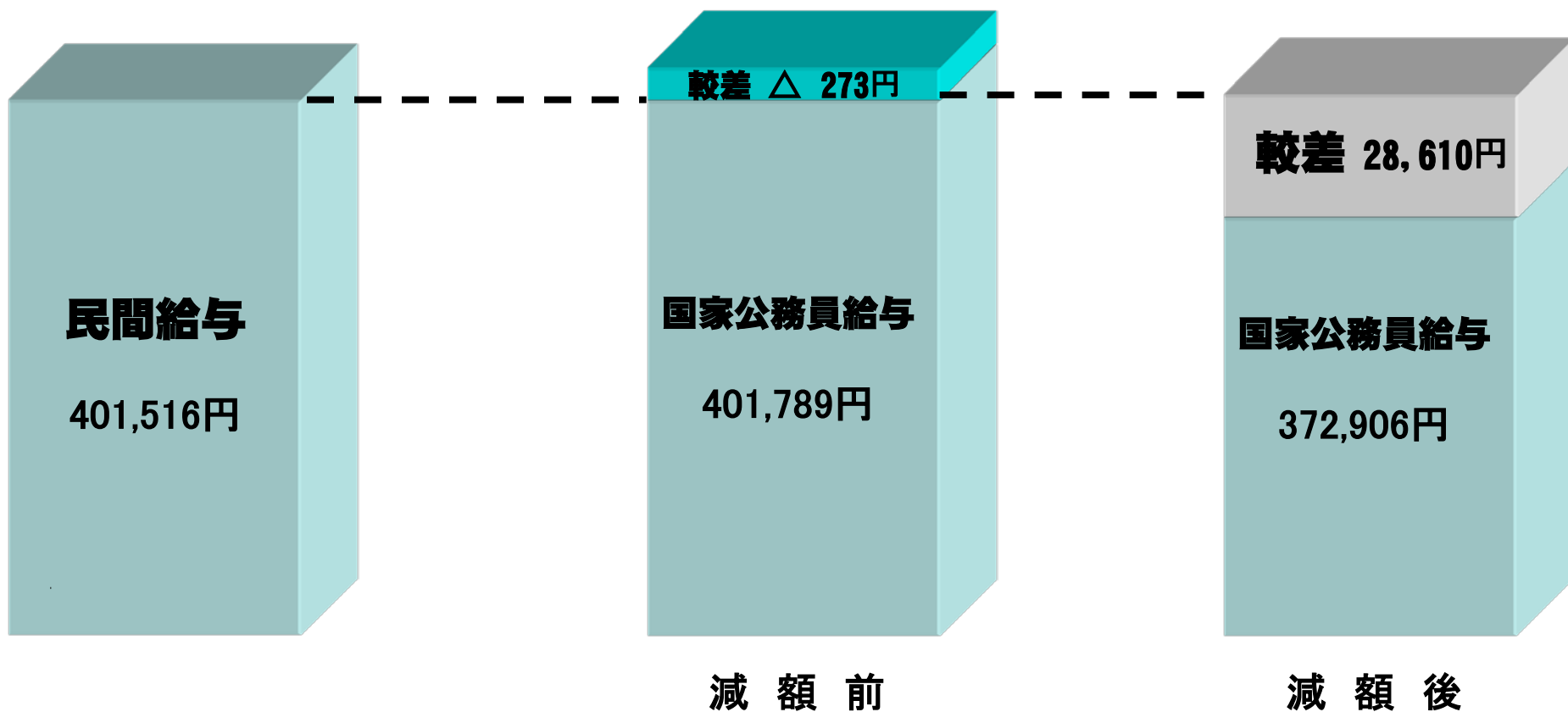


本年の較差
 減額前 Δ 273円 (Δ 0.07%) (算定方法) (a) - (b)
 減額後 28,610円 (7.67%) (算定方法) (a) - (c)

(注1) 平成24年国家公務員給与等実態調査の結果を基に算出
 (注2) 平成24年職種別民間給与実態調査の結果を基に算出
 (注3) 「減額前」は給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前のもの、「減額後」は同措置による減額後のものをいう。

④ 民間給与との較差

本年は、給与改定・臨時特例法により、平成24年4月1日～平成26年3月31日の2年間、「我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み」給与減額支給措置が講じられていることから、同法に基づく給与減額支給措置による減額前と減額後の国家公務員給与を把握した上で、民間給与との比較を行いました。その較差は、減額前は△ 273円(△ 0.07%)、減額後は28,610円(7.67%)でした。

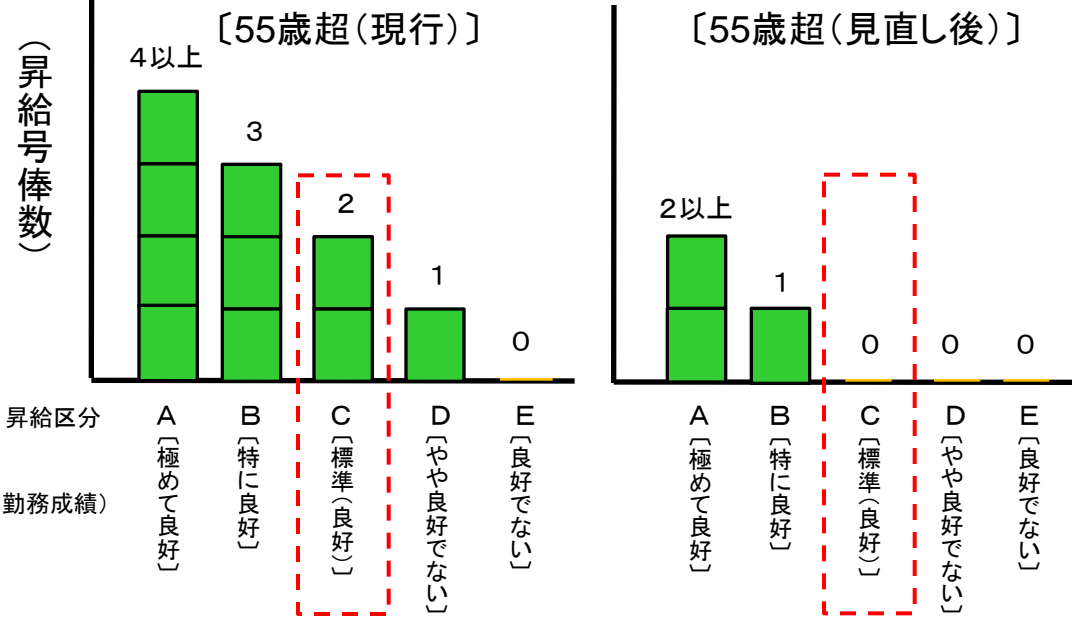


⑤ 昇給・昇格制度の改正

本年については、月例給及び特別給について改定はありません。他方、世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳台後半層における給与水準の上昇をより抑える方向で、次のとおり昇給・昇格制度の改正を行うこととしました。

昇給制度の改正

55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給しない。
また、勤務成績が特に良好、極めて良好の場合の昇給号俸数を現行より抑制。

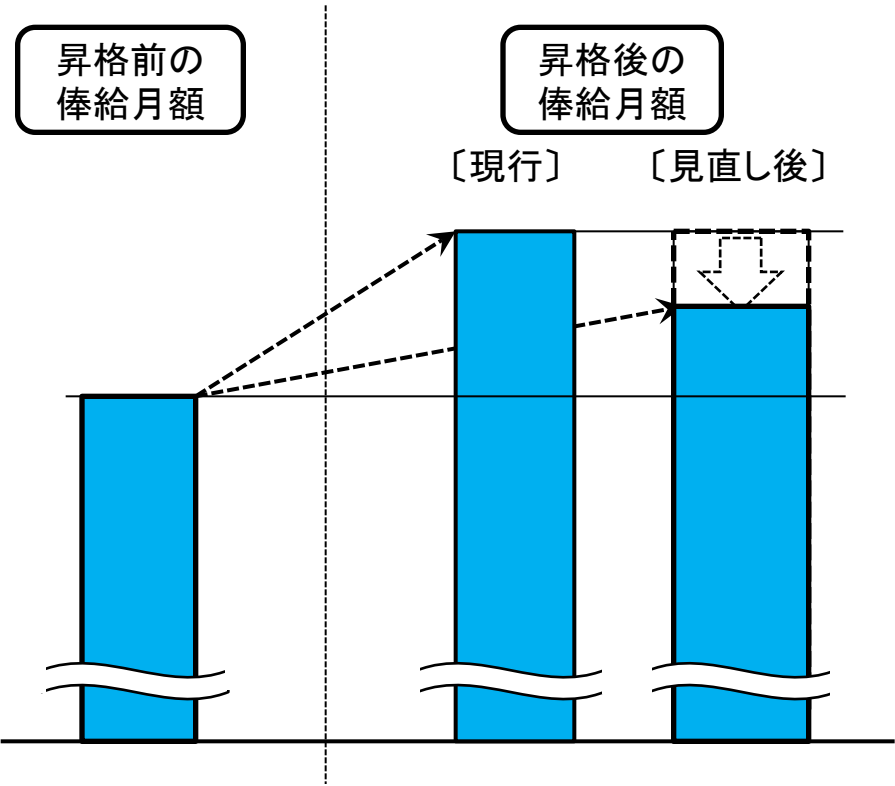


(参考)昇給号俸数一覧 ※ 一般の職員の例

昇給区分	A	B	C (標準)	D	E
下記以外の職員	8以上	6	4	2	0
55歳超職員(現行)	4以上	3	2	1	0
55歳超職員(見直し後)	2以上	1	0	0	0

昇格制度の改正

50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減。
(昇格後の号俸を現行より下位の号俸に決定)



⑥ 国家公務員(行政職(一)及び指定職)モデル給与例

職務段階	年齢	家族構成等	減額前		減額後		減額前と減額後の 年間給与の差
			月額	年間給与	月額	年間給与	
係員	18歳	独身 Ⅲ種採用(初任給)	円 140,100	円 2,226,000	円 133,418	円 2,093,000	円 △ 133,000
	22歳	独身 Ⅱ種採用(初任給)	172,200	2,736,000	163,987	2,572,000	△ 164,000
	25歳	独身	182,400	2,898,000	173,700	2,725,000	△ 173,000
	30歳	配偶者	229,500	3,630,000	219,173	3,420,000	△ 210,000
係長	35歳	配偶者、子1人	289,100	4,621,000	268,153	4,257,000	△ 364,000
	40歳	配偶者、子2人	323,400	5,163,000	300,293	4,761,000	△ 402,000
地方機関課長	50歳	配偶者、子2人	447,800	7,040,000	414,383	6,476,000	△ 564,000
本府省課長補佐	35歳	配偶者、子1人	456,448	7,301,000	425,817	6,755,000	△ 546,000
本府省課長	45歳	配偶者、子2人	732,662	11,870,000	663,726	10,742,000	△ 1,128,000
行政職(一)平均	—	—	401,789	6,450,000	372,906	5,944,000	△ 506,000
本府省局長	—	—	1,076,160	17,244,000	971,020	15,559,000	△ 1,685,000
事務次官	—	—	1,413,640	22,652,000	1,275,528	20,439,000	△ 2,213,000

(注) 1 モデル給与例の月額及び年間給与は、俸給、扶養手当、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当及び地域手当を基礎に算出

- 地方機関課長：俸給の特別調整額（減額前 46,300円、減額後 41,670円）
- 本府省課長補佐：本府省業務調整手当（39,200円）及び地域手当（18%）
- 本府省課長：俸給の特別調整額（減額前 130,300円、減額後 117,270円）及び地域手当（18%）
- 本府省局長・事務次官：地域手当（18%）

2 「減額前」は給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前のもの、「減額後」は同措置による減額後のものをいう。

⑦ 最近の給与勧告の実施状況(行政職(一)関係)

国家公務員の給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、平成19年を除き、月例給又は特別給の減額による年間給与の減少又は据置きが続いています。

	月例給	特別給(ボーナス)		行政職(一)職員の 平均年間給与	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成11年	0.28%	4.95月	△ 0.30月	△ 9.6万円	△ 1.5%
平成12年	0.12%	4.75月	△ 0.20月	△ 7.0万円	△ 1.1%
平成13年	0.08%	4.70月	△ 0.05月	△ 1.6万円	△ 0.2%
平成14年	△ 2.03%	4.65月	△ 0.05月	△ 15.2万円	△ 2.3%
平成15年	△ 1.07%	4.40月	△ 0.25月	△ 16.5万円	△ 2.6%
平成16年	-	4.40月	-	-	-
平成17年	△ 0.36%	4.45月	0.05月	△ 0.4万円	△ 0.1%
平成18年	-	4.45月	-	-	-
平成19年	0.35%	4.50月	0.05月	4.2万円	0.7%
平成20年	-	4.50月	-	-	-
平成21年	△ 0.22%	4.15月	△ 0.35月	△ 15.4万円	△ 2.4%
平成22年	△ 0.19%	3.95月	△ 0.20月	△ 9.4万円	△ 1.5%
平成23年	△ 0.23%	3.95月	-	△ 1.5万円	△ 0.2%
平成24年(注)	-	3.95月	-	-	-

(注) 国家公務員給与は、給与改定・臨時特例法により、平成24年4月1日～平成26年3月31日の2年間、「我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み」給与減額支給措置が講じられ、上記とは別に、年間で50.6万円の減額となっている(行政職(一)平均)。